

水銀使用製品産業廃棄物について 新たな対応が必要です！

地球的規模の水銀汚染の防止を目的とした「水銀に関する水俣条約」の締結に伴う、廃棄物処理法施行令等の改正により、水銀使用製品産業廃棄物について新たな対応が必要になりました。また、その後の改正により、対象となる製品、水銀回収義務付け対象となる製品が追加・修正されました。（平成31年3月3日施行）

○対象となる製品

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池	
2	空気亜鉛電池	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×
4	蛍光灯（冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。以下同じ。）	×
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×
6	放電ランプ（蛍光灯及びHIDランプを除く）	×
7	農薬	
8	気圧計	
9	湿度計	
10	液柱形圧力計	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×
13	真空計	×
14	ガラス製温度計	
15	水銀充滿圧力式温度計	×
16	水銀体温計	
17	水銀式血圧計	
18	温度定点セル	
19	顔料	×
20	ホウ（二流体サイクルに用いられるもの）	
21	灯台の回転装置	
22	水銀トリム・ヒール調整装置	
23	放電管（水銀が目視で確認できるものに限る。放電ランプ（蛍光灯及びHIDランプを含む。）を除く。）	×
24	水銀抵抗原器	
25	差圧式流量計	
26	傾斜計	
27	水銀圧入法測定装置	
28	周波数標準機	×
29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
30	容積形力計	
31	滴下水銀電極	
32	参照電極	
33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
34	握力計	
35	医薬品	
36	水銀の製剤	
37	塩化第一水銀の製剤	
38	塩化第二水銀の製剤	
39	よう化第二水銀の製剤	
40	硝酸第一水銀の製剤	
41	硝酸第二水銀の製剤	
42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
43	酢酸フェニル水銀の製剤	



※No. 19「顔料」は、塗布されるものだけに×印に該当

○必要な措置

・処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託 水銀回収が義務付けられているものは、水銀回収が可能な事業者へ委託
保管	<ul style="list-style-type: none"> 他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> 破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置 水銀回収の対象となるものは、ばい焼又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により、水銀を回収 安定型最終処分場への埋立は行わないこと

情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	<ul style="list-style-type: none"> 取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること ※平成29年10月1日より前にこれらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要。
委託契約書	<ul style="list-style-type: none"> 委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること ※平成29年10月1日より前に締結している委託契約書については、次の更新時にこれらの廃棄物が含まれる旨を記載。 なお、自動更新規定を含む契約書は、覚書等によりこれらの廃棄物が含まれる旨規定することが望ましい。
マニフェスト	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場の掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
帳簿	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものであることを明らかにすること（自ら運搬又は処分する場合）

○水銀回収義務付け対象となる製品

水銀使用製品産業廃棄物のうち、表に掲げるもの

1 スイッチ及びリレー	13 水銀トリム・ヒール調整装置
2 気圧計	14 放電管(放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを含む。))を除く。)
3 湿度計	15 差圧式流量計
4 液柱形圧力計	16 浮ひょう形密度計
5 弾性圧力計	17 傾斜計
6 圧力伝送器	18 積算時計
7 真空計	19 容積形力計
8 ガラス製温度計	20 ひずみゲージ式センサ
9 水銀充滿圧力式温度計	21 滴水水銀電極
10 水銀体温計	22 電量計
11 水銀式血圧計	23 ジャイロコンパス
12 灯台の回転装置	24 握力計



※対象区分①に該当しない製品は、水銀等の使用に関する表示があり、区分③に該当する場合を想定

○水銀使用製品産業廃棄物の対象判断例

対象	非対象
<p>品番が「NR」で始まる</p>	<p>品番が「LR」で始まり、水銀使用に関する表示なし</p>
ボタン電池	
<p>目視で金属水銀の封入が確認できる</p>	<p>目視で確認できない</p>
スイッチ	
<p>「水銀使用」の表示あり</p>	<p>表示なし</p>
回転接続コネクタ	

製品本体の表示例

- ・日本語表記（水銀）
- ・化学記号（Hg）
- ・英語表記（Mercury）
- ・J-Moss 水銀含有表示（下図は一例）



・対象区分②の組込製品例

対象となる組込製品の例	左記製品中に用いられる区分①の製品
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池
補聴器、ページャー(ポケットベル)	空気亜鉛電池
ディーゼルエンジン、医療機器(ガス滅菌器)、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計
朱肉(ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外)	顔料

※以下は組み込まれていることの判別が難しいため対象外
 スイッチ及びリレー、蛍光灯、HID ランプ、放電ランプ、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充滿圧力式温度計、又は周波数標準機の組込製品、顔料が塗布されたもの

【お問い合わせ先】大阪府 環境農林水産部

- ・泉州地域以外：循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 06-6210-9570
- ・堺市を除く泉州地域：泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 072-437-2530

※排出場所が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市にある場合は各市役所へお問い合わせください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/suigin_oshirase.html

大阪府 水銀 新たな対応

検索